

○三好市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月24日

条例第35号

改正 平成28年3月23日条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は三好市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、

法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成28年3月23日条例第20号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

機関	事務
1 市長	三好市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例(平成18年三好市条例第120号)による子どもに対する医療費の助成に関する事務であって次に掲げるもの (1) 子どもはぐくみ医療費支給決定に係る事務 (2) 子どもはぐくみ医療費に関する高額医療費及び療養費並びに公費医療に係る事務
2 市長	三好市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(平成18年三好市条例第132号)による重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する事務であって次に掲げるもの

	<p>(1) 重度心身障害者等医療費支給決定に係る事務</p> <p>(2) 重度心身障害者等医療費に関する高額医療費及び療養費並びに公費医療に係る事務</p>
3 市長	<p>三好市特定公共賃貸住宅管理条例(平成18年三好市条例第142号)による入居に関する事務であって次に掲げるもの</p> <p>(1) 入居決定に係る事務</p> <p>(2) 家賃決定及び徴収に係る事務</p>
4 市長	<p>三好市営貸付住宅管理条例(平成18年三好市条例第143号)による入居に関する事務であって次に掲げるもの</p> <p>(1) 入居決定に係る事務</p> <p>(2) 家賃決定及び徴収に係る事務</p>
5 市長	<p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置(昭和29年5月8日社発第382号)に関する事務であって次に掲げるもの</p> <p>(1) 保護決定及び実施に関する事務</p> <p>(2) 徴収金の徴収に関する事務</p>
6 市長	<p>三好市育児用品購入費補助事業実施要綱(平成26年三好市告示第11号)による補助金に関する事務であって補助金決定に係る事務</p>
7 市長	<p>三好市病児・病後児保育事業実施要綱(平成27年三好市告示第68号)による利用の登録に関する事務であって利用料決定に係る事務</p>
8 市長	<p>三好市緊急通報体制整備事業実施要綱(平成22年三好市告示第69号)による緊急通報装置の貸付けに関する事務であって利用決定に係る事務</p>
9 市長	<p>三好市在宅老人福祉事業利用料徴収条例(平成18年三好市条例第130号)による利用料の徴収等に関する事務であって利用料決定に係る事務</p>
10 市長	<p>三好市高齢者住宅改造費助成金交付要綱(平成18年三好市告示第37号)による助成金の交付に関する事務であって交付決定に係る事務</p>
11 市長	<p>三好市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付要綱(平成26年三好市告示第58号)による助成金の支給に関する事務であって交付決定に係る事務</p>
12 市長	<p>三好市水道事業給水条例施行規程(平成18年三好市企業管理規程第9号)による料金</p>

	等に関する事務であって軽減又は免除に係る事務
13 教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による特別支援学級等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって特別支援教育就学奨励費支給対象者決定に係る事務
14 教育委員会	三好市就学援助費交付要綱(平成18年三好市教育委員会告示第3号)による就学援助費交付に関する事務であって交付決定に係る事務
15 教育委員会	三好市奨学金条例(平成18年三好市条例第95号)による奨学金に関する事務であって次に掲げるもの (1) 奨学生決定に係る事務 (2) 奨学金の返還の免除に係る事務
16 教育委員会	三好市立幼稚園保育料等徴収条例(平成18年三好市条例第91号)による保育料決定に関する事務であって保育料及び預かり保育料決定に係る事務

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	三好市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例による子どもに対する医療費の助成に係る事務であって次に掲げるもの (1) 子どもはぐくみ医療費支給決定に係る事務 (2) 子どもはぐくみ医療費に関する高額医療費及び療養費並びに公費医療に係る事務	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)
		地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)
		医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年

		法律第152号)をいう。)による医療の給付に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)
		生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)
		児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)
		三好市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例に関する情報(以下「重度心身障害者等医療費助成関係情報」という。)
2 市長	三好市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例による重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する事務であって次に掲げるもの (1) 重度心身障害者等医療費支給決定に係る事務 (2) 重度心身障害者等医療費に関する高額医療費及び療養費並びに公費医療に係る事務	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報 医療保険給付関係情報、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の情報 介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険関係情報」という。) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児入所支援若しくは措置に関する情報 三好市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例による子どもに対する医療費の助成に関する情報(以下「子どもはぐくみ医療費助成関係情報」という。) 三好市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭の父

		母等及び児童に対する医療費の助成に関する情報
3 市長	三好市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭の父母等及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって次に掲げるもの (1) ひとり親家庭の父母等及び児童に対する医療費支給決定に係る事務 (2) ひとり親家庭の父母等及び児童に対する医療費医療費に関する高額医療費及び療養費並びに公費医療に係る事務	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、児童手当関係情報 医療保険給付関係情報、高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の情報 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。) 子どもはぐくみ医療費助成関係情報 重度心身障害者等医療費助成関係情報
4 市長	三好市特定公共賃貸住宅管理条例による入居に関する事務であって次に掲げるもの (1) 入居決定に係る事務 (2) 家賃決定及び徴収に係る事務	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報
5 市長	三好市営貸付住宅管理条例による入居に関する事務であって次に掲げるもの (1) 入居決定に係る事務 (2) 家賃決定及び徴収に係る事務	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報
6 市長	三好市予防接種実施要綱(平成22年三好市告示第37号)、三好市予防接種実施要領(平成22年三好市告示第38号)、三好市予防接種健康被害救済措置事務処理要綱(平成18年三好市告示第64	住民票関係情報、生活保護関係情報

	号)、三好市予防接種事故災害補償規則(平成22年三好市規則第11号)に関する事務	
7 市長	三好市乳幼児集団健康診査事業実施要綱(平成22年三好市告示第86号)、三好市妊婦健康診査、乳児個別健康診査実施要綱(平成22年三好市告示第87号)、三好市乳幼児精密健康診査実施要綱(平成25年三好市告示第30号)、三好市5歳児発達相談事業実施要綱(平成22年三好市告示第88号)、三好市不妊治療費助成事業実施要綱(平成20年三好市告示第10号)、三好市フッ化物塗布事業実施要綱(平成25年三好市告示第29号)に関する事務	住民票関係情報
8 市長	三好市健康診査等費用徴収規則(平成18年三好市規則第92号)、三好市がん検診実施要綱(平成25年三好市告示第70号)、三好市特定健康診査等二次健康診査事業実施要綱(平成24年三好市告示第36号)に関する事務	住民票関係情報、世帯全員の地方税関係情報、医療保険給付関係情報、高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の情報、生活保護関係情報
9 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって次に掲げるもの (1) 保護決定及び実施に関する事務 (2) 徴収金の徴収に関する事務	住民票関係情報、世帯全員の地方税関係情報、自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する情報、医療保険給付関係情報、介護保険関係情報、児童手当関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給情報
10 市長	三好市育児用品購入費補助事業実施	住民票関係情報

	要綱による補助金に関する事務であ って補助金決定に係る事務	
11 市長	三好市病児・病後児保育事業実施要綱 による利用の登録に関する事務であ って利用料決定に係る事務	住民票関係情報、世帯全員の地方税関係情 報、児童手当関係情報、児童扶養手当関係情 報、特別児童扶養手当関係情報、生活保護関 係情報
12 市長	三好市緊急通報体制整備事業実施要 綱による緊急通報装置の貸付けに関 する事務であって利用決定に係る事 務	住民票関係情報、世帯全員の地方税関係情 報、世帯全員の介護保険関係情報
13 市長	三好市在宅老人福祉事業利用料徴収 条例による利用料の徴収等に関する 事務であって利用料決定に係る事務	住民票関係情報、世帯全員の地方税関係情報
14 市長	三好市高齢者住宅改造費助成金交付 要綱による助成金の交付に関する事 務であって交付決定に係る事務	住民票関係情報、世帯全員の地方税関係情 報、世帯全員の介護保険関係情報
15 市長	三好市軽度・中等度難聴児補聴器購入 費助成金交付要綱による助成金の支 給に関する事務であって交付決定に かかる事務	住民票関係情報、世帯全員の地方税関係情 報、生活保護関係情報
16 市長	三好市水道事業給水条例施行規程に よる料金等に関する事務であって軽 減又は免除に係る事務	世帯全員の地方税関係情報

別表第3(第5条関係)

照会機関	事務	提供機 関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び 実施又は徴収金の徴収に係る事務	教育委 員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56 号)による医療に要する費用について

			の援助に関する情報
2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって次に掲げるもの (1) 保護決定及び実施に関する事務 (2) 徴収金の徴収に関する事務	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報
3 教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学級等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって特別支援教育就学奨励費支給対象者決定に係る事務	市長	住民票関係情報、世帯全員の地方税関係情報
4 教育委員会	三好市就学援助費交付要綱による就学援助費交付に関する事務であって交付決定に係る事務	市長	住民票関係情報、世帯全員の地方税関係情報、生活保護関係情報
5 教育委員会	三好市奨学金条例による奨学金に関する事務であって次に掲げるもの (1) 奨学生決定に係る事務 (2) 奨学金の返還の免除に係る事務	市長	住民票関係情報、世帯全員の地方税関係情報
6 教育委員会	三好市立幼稚園保育料等徴収条例による保育料決定に関する事務であって保育料及び預かり保育料決定に係る事務	市長	住民票関係情報、世帯全員の地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、生活保護関係情報